

人文学部のポリシー

聖学院大学人文学部は、近代世界の成立と展開に独自の貢献を果たし、現代社会においても固有の責任を負っているプロテスタント・キリスト教の役割を基盤とし、真理の探究と成熟した人間形成を通じて、日本はもとより他国の人々をも含む人類全体の文化の進展に寄与する人材を育成する。

ディプロマ・ポリシー

本学部では、所定の課程を修めるとともに正課外活動等における総合的学びを通じて、以下のような能力を身につけた者に対し学位を授与することとする。

- ①キリスト教を基盤とした学びを通じて人間理解と社会理解を深め、「他者とともに生きる力」を発揮し得る能力。
- ②学問の基礎と幅広い教養を学ぶのみならず、それらを多彩な表現力によって発現することで社会のために主体的に貢献し得る能力。
- ③グローバリゼーションによって文化の地平が広がる中で、世界全体の文脈の中で持続的に「文化」の意義を問い直し、新たな文化交流と文化創造を切り開く広い視野と行動力。
- ④教職を志望する者については、以上を通じて身につける教養、知識、能力に基づき、「未来を担う者を育てる人材の育成」を目標とする教職に就くにふさわしい人間性と力量を形成する。

カリキュラム・ポリシー

- ①キリスト教精神に触れることで世界や社会をめざす視野を広げ、深い人間理解をなし得る科目を設置する。
- ②初年次導入教育を基盤として少人数教育の利点を生かす中で、文章力、読解力、思考力を伸ばし、プレゼンテーション力を含む自己表現力と言語的コミュニケーション力を養成する科目を設置する。
- ③人文学の基礎的理解と多面的理解をめざし、社会で要請される倫理観とグローバル及びローカルな考察力、行動力を育成する科目を設置する。
- ④「学びの主体」の意欲を醸成しつつ、歴史・文化・言語についての理解を得、必要な語学力を身につけ、さらには国内外でのインターンシップを行う研修制度などにより、教育分野をはじめ様々な分野で幅広く活躍できる職業人を育成する漸進的プログラムを設置する。

アドミッション・ポリシー

- ①キリスト教の文化や考え方を学ぶことを通じて、自分を見つめ、「良く生きる」ということをじっくり考え、他者と関わろうとする人を求める。
- ②表現力やコミュニケーション力を強化することで、自身の持つ可能性を再発見、育成し、自立した社会人となることを目標としている人を求める。
- ③文化に対する知識、体験を国内外に紹介、発信することを通じてグローバル及びローカルな場で貢献をしたいと考えている人を求める。
- ④大学という場で自らが文化を学び、体験することを通じて、「文化の継承者」を育成することに熱意を持つ人を求める。

2017年4月12日制定

ディプロマ・ポリシー

- ①日本の社会や文化の課題に、世界の中での日本を見つめるグローバルな視点から取り組むことができる人として活躍できるための、人文学の幅広くかつ深い学識を習得する。
- ②歴史的・文化的・精神的な遺産を、正しく理解し尊重する専門的な知識にたつて、さまざまな持ち場で活躍できる市民としてのあり方を身につける。
- ③文章表現や言語的コミュニケーションの力を習得し、積極的な自己実現の意欲と、同時に他者を尊重する態度を涵養する。
- ④こうした育成目途に即した学科科目を履修し、学科所定の卒業履修単位を取得した学生に、学士（日本文化学）の学位を授与する。

カリキュラム・ポリシー

- ①歴史学、文学、語学、哲学等の人文学をふまえた専門的知識と倫理観をもって、社会と文化の諸課題に意欲的に取り組む能力を育てる。
- ②常に、グローバル化する世界、また特に東アジアの近隣関係における異文化と多様な価値観をふまえつつ、日本の歴史・文化の深く広い知識を自らのものとする。
- ③文章理解力・文章作成力・会話を伸ばし、言語能力を高めることで、的確な自己表現力とコミュニケーション能力とを育てる。
- ④その他（さらなる目標として）
 - 1) 人文学の専門性の高い学問に学び、その学問の方法論を理解し、修得することを目標とする。
 - 2) 学校教育に関わる専門的知識を養い、教育水準の向上と課題解決能力を身につける。
 - 3) 文化的発信・異文化との交流をめざして、日本文化の幅広い学識の上において日本語教育にたずさわることのできる能力を身につける。

アドミッション・ポリシー

- ①知的好奇心にあふれ、柔軟な感性をもって、学習や文化的活動に自主的意欲的に取り組むことのできる人を歓迎する。
- ②日本の歴史・文学・思想・文化のさまざまな領域について、高校までの学習の上に、さらに幅広く、かつ、深く学びたいと願っている人を求める。
- ③日本の文化を多面的に学ぶことで、世界のグローバル化の中で、自己を知り、他者を知る態度を、正しく身につけることに関心のある人を受け入れる。

2010年9月22日制定／2022年10月12日改定